

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計 画 主 体	桐 生 市

桐生市鳥獣被害防止計画実施状況報告（令和 4 年度）

<連絡先>

担 当 部 署 名	桐生市産業経済部農林振興課
所 在 地	桐生市織姫町 1 番 1 号
電 話 番 号	0277(46)1111 〔内線〕 579
F A X 番 号	0277(43)1001
メールアドレス	norinshinko@city.kiryu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、ツキノワグマ、カワウ、カラス、スズメ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	桐生市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(a)
イノシシ	水稻、果樹、野菜、いも類	2,298	134
ニホンジカ	雑穀、野菜、工芸作物、樹木	農業：2,144 林業：20,629	農業：37 林業：5,172
ニホンザル	果樹、野菜、いも類	22	6
ハクビシン	果樹	177	5
アライグマ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
タヌキ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
ツキノワグマ	果樹、飼料作物、野菜、樹木	農業：46 林業：14,302	農業：5 林業：27,732
カワウ	農作物被害の報告はないが、生息が確認されている。		
カラス	果樹、野菜	340	18
スズメ	水稻、野菜	503	43

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ	<p>生息状況として、イノシシの目撃や掘り返しが減少していたが、少しずつではあるが出没や生息の痕跡等が確認されてきた。</p> <p>また、河川部にも生息していることが確認されてきましたので、イノシシにとって棲みやすい環境になってきている。</p> <p>被害状況として、被害も減少していたが、新里地区では、農地に出没し、農作物に被害をもたらしていたり、河川部から出没し、市街地に出没することが徐々に増え、生活環境被害がおきてきている。</p>
------	--

ニホンジカ	<p>生息状況として、桐生市全域に生息が確認されている。近年、森林内の生息数は増加しており、捕獲頭数が急増している。</p> <p>被害状況として、生息数の増加に伴い、農林業被害が甚大であり、森林環境の悪化とともに農林業経営に対する負荷が大きくなっている。</p> <p>また、道路上での交通事故等も右肩上がりに増えている。</p>
ニホンザル	<p>生息状況として、桐生地区の一部の山間部に生息が確認されている。</p> <p>被害状況として、桐生地区一部で農地に柵を設置しても、ニホンザルに対しては効果が薄く、農作物被害が発生している。農業者が苦慮する要因でもある。</p>
ハクビシン	<p>生息状況として、桐生市全域に生息が確認されている。</p> <p>被害状況として、果樹園におけるブドウの食害や家屋へ浸入される、生活環境被害が年々深刻化している。</p>
アライグマ タヌキ	<p>市内において、生息が確認されており、被害の発生・拡大が懸念される。</p> <p>被害状況として、果樹園におけるブドウの食害や家屋へ浸入される、生活環境被害が深刻化している。</p>
ツキノワグマ	<p>生息状況として、市内の森林に生息が確認されている。</p> <p>被害状況として、林業被害は、甚大であり、森林所有者の林業経営の意欲減退に繋がっている。また、人里に出没することもあり、人身被害が懸念される。</p>
カワウ	<p>生息状況として、市内の河川に生息が確認されている。</p> <p>被害状況として、アユなどの水産物(放流稚魚)を食害し、市内の水産業に影響を及ぼしている。</p>
カラス スズメ	<p>生息状況として、市内全域に生息している。</p> <p>被害状況として、各地で農作物被害やゴミ荒らし、送電障害などが出ている。また、市街地における糞尿等の生活環境被害が問題となっている。</p>

(注) 1 当該年度の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	令和元年度 (作成時)	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和5年度 (目標値)
イノシシ	3,063千円 1.70ha	1,755千円 1.04ha	2,298千円 1.34ha		2,143千円 1.19ha
ニホンジカ	農業 1,004千円 0.25ha 林業 18,716千円 45.87ha	農業 1,830千円 0.32ha 林業 20,346千円 51.72ha	農業 2,144千円 0.37ha 林業 20,629千円 51.72ha		農業 703千円 0.17ha 林業 13,101千円 32.80ha
ニホンザル	29千円 0.06ha	23千円 0.05ha	22千円 0.06		20千円 0.04ha
カワウ					
カラス	287千円 0.14ha	359千円 0.18ha	340千円 0.18ha		201千円 0.09ha
ツキノワグマ	農業 54千円 0.04ha 林業 13,749千円 253.27ha	農業 57千円 0.05ha 林業 14,473千円 277.32ha	農業 46千円 0.05ha 林業 14,302千円 277.32ha		農業 38千円 0.02ha 林業 9,624千円 177.28ha
ハクビシン	150千円 0.04ha	169千円 0.05ha	177千円 0.05ha		105千円 0.02ha
アライグマ					
タヌキ					
スズメ	430千円 0.39ha	503千円 0.43ha	503千円 0.43ha		301千円 0.27ha

- (注) 1 被害金額等の目標値に対する当該年度の実績値を記入する。
2 作成時欄及び目標値欄については、計画の各数値を記入する。

(4) 本年度講じた被害防止対策

	本年度講じた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻に ICT 機器を設置して捕獲頭数や錯誤防止をして一度に入る頭数を増やし、捕獲率を上げる ・ 捕獲檻の設置台帳の作成、捕獲記録を融合することによる先回りの捕獲対策 ・ ニホンザルの捕獲に効果的な大型捕獲柵わな、移動式柵わなの導入による個体群管理 ・ 市所有の焼却施設による捕獲獣の焼却処分、状況によっては埋設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻を設置できない場所において、根本的な対策ができない ・ 実績として捕獲数が増加しているにもかかわらず、被害の減少がみられない ・ 狩猟者の高齢化により、万全な捕獲体制の構築が難しい
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の自己防除意識を高めるため、防護柵設置の広報周知 ・ 市単独補助事業として、電気柵等の防護資材の購入経費に対して、予算の範囲内で1/2以内を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置後の防護柵周辺環境の整備や管理が徹底されていない ・ 防護柵を設置する条件として、複数人の同意が必要

(注) 1 計画対象地域における、当該年度講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

取組は毎年行っているが、更なる有害鳥獣に強い集落を作るため、住民が有害鳥獣に対して欠かせない自己防除意識を持つようにし、群馬県と協力しながら有害鳥獣の習性や有効な対策等を周知することで意識改革を図る。

緩衝帯整備については、関係者と協議をしながら取り組む。

また、猟友会の高齢化や町会の意見の統一などがむずかしくなるので捕獲檻の増設を今後は行わないで、ICTを用いた機材を導入し捕獲圧を高めるとともに、侵入防止対策を推進し、より効果的に捕獲を促す。

狩猟者の高齢化が進み、担い手不足が深刻化している現状を打破するため、捕獲従事者の育成確保に努め、万全な捕獲体制を構築する。

(注) 被害の現状、本年度講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊員が従事する。また、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じるおそれがある場合については、桐生市鳥獣被害実施隊が従事する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命した場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

令和3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ タヌキ ツキノワグマ	(1) 捕獲檻の確保 大型獣用の箱罠22基、小型獣用の箱罠29基、くくり罠50基を整備した。 (2) 捕獲に関する担い手の育成 当協議会の構成員である猟友会との連携の下に合理的な捕獲対策に努め、猟友会への支援により担い手の育成確保を行った。
令和4年度	カワウ カラス スズメ	(1) 捕獲檻の確保 大型獣用の箱罠14基、小型獣用の箱罠18基を整備した。 (2) ICT機器の確保 獣サイズ判別センサー自動捕獲システム9基を整備した。 (3) 捕獲に関する担い手の育成 当協議会の構成員である猟友会との連携の下に合理的な捕獲対策に努め、猟友会への支援により担い手の育成確保を行った。
令和5年度		

- (注) 当該年度について捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等の実施状況について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>近年の捕獲実績を鑑みると、イノシシについては捕獲数が減少しているが、概ね右肩上がりで捕獲頭数が増加している。考えられる要因として、捕獲檻の増加による捕獲効率の向上、また、本来、野生獣が生息圏としている森林において、餌不足による行動範囲の拡大が考えられるが、捕獲頭数に対し、生息頭数の減少が伴わないのが現状である。以上のことから、より一層の捕獲努力が求められる中で捕獲計画数を設定。</p>	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について計画時の内容を記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画数	実績	計画数	実績	計画数	実績
イノシシ	1,500	162	1,500	336	1,500	
ニホンジカ	800	567	800	672	800	
ニホンザル	200	3	200	2	200	
ハクビシン	100	81	100	78	100	
アライグマ	100	43	100	64	100	
タヌキ	50	7	50	8	50	
ツキノワグマ						
カワウ	10	0	10	0	10	
カラス	250	5	250	2	250	
スズメ	250	0	250	0	250	

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等に対する実績を記入する。

捕獲等の取組内容	
<p>毎年捕獲檻を増設と ICT 機器の設置に伴い、複数捕獲で捕獲圧が向上したことにより、捕獲頭数は概ね右肩上がりが続いている。しかし、被害は依然として減少する兆しが見えてこないため、継続的に捕獲を実施する。また、住民全体で立ち向かう姿勢を整えることが大切であり、一年を通じた捕獲体制を市内全域で展開継続していく。</p>	
イノシシ	捕獲檻・くくり罠の設置による積極的な捕獲を行う。
ニホンジカ	捕獲檻・くくり罠の設置による積極的な捕獲を行う。
ニホンザル	大型捕獲柵わな、移動式柵わなを用いて、個体数管理を行う。
ハクビシン	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。
アライグマ	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。

タヌキ	農業被害や生活環境被害の報告を寄せられた場所に捕獲檻を設置し捕獲を行う。
ツキノワグマ	剥皮被害が発生する4月から8月までの間、捕獲檻による個体数調整捕獲を行う。また、人身被害防止等のやむを得ない場合、関係機関と協議のうえ、安全かつ効果的な方法で捕獲を行う。
カワウ	出没状況に合わせてロケット花火による追い払い等を行う。
カラス、スズメ	水稻の作付け等の時期に合わせて、一斉捕獲、追い払いを行う。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施時期、捕獲場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
有害鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがあるなど、緊急性の高い対処が求められる場合で、ライフル銃を使用することが最善と思われる状況の中で使用。

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施時期、捕獲場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
桐生市全域	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例で定められた鳥獣及び鳥類の卵 ・ 鳥獣 カルガモ、垂種コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、ミンク、アライグマ、ツキノワグマ（人畜に被害を発生させ、又は発生させるおそれがあるものに限る。）、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ、ニホンザル ・ 鳥類の卵 カルガモ、キジバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバト

- (注) 1 本計画に基づき、都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限が委譲された場合は、対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備状況

対象鳥獣	整備内容					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
イノシシ	生活環境被害による防護柵等の設置に対し、補助を行う。	なし	生活環境被害による防護柵等の設置に対し、補助を行う。	・実施件数 1件		
ニホンジカ				・実施地 川内町		
ニホンザル				・内容 侵入防止柵設置 (ワイヤーメッシュ、門扉設置)		

(注) 1 設置した柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ タヌキ ツキノワグマ	(1) 捕獲に効果的な資機材の導入 ・捕獲圧を高めるため、箱わな・くくり罠の購入 ・ICT等の新技術を用いた捕獲資材の導入 (2) 捕獲に関する担い手の育成 ・若年層の猟友会への入会促進 ・わな猟免許試験会場の提供
令和4年度	カワウ カラス スズメ	(1) 捕獲に効果的な資機材の導入 ・捕獲圧を高めるため、箱わなの購入 ・ICT機器の購入 (2) 捕獲に関する担い手の育成 ・若年層の猟友会への入会促進 ・わな猟免許試験会場の提供
令和5年度		

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

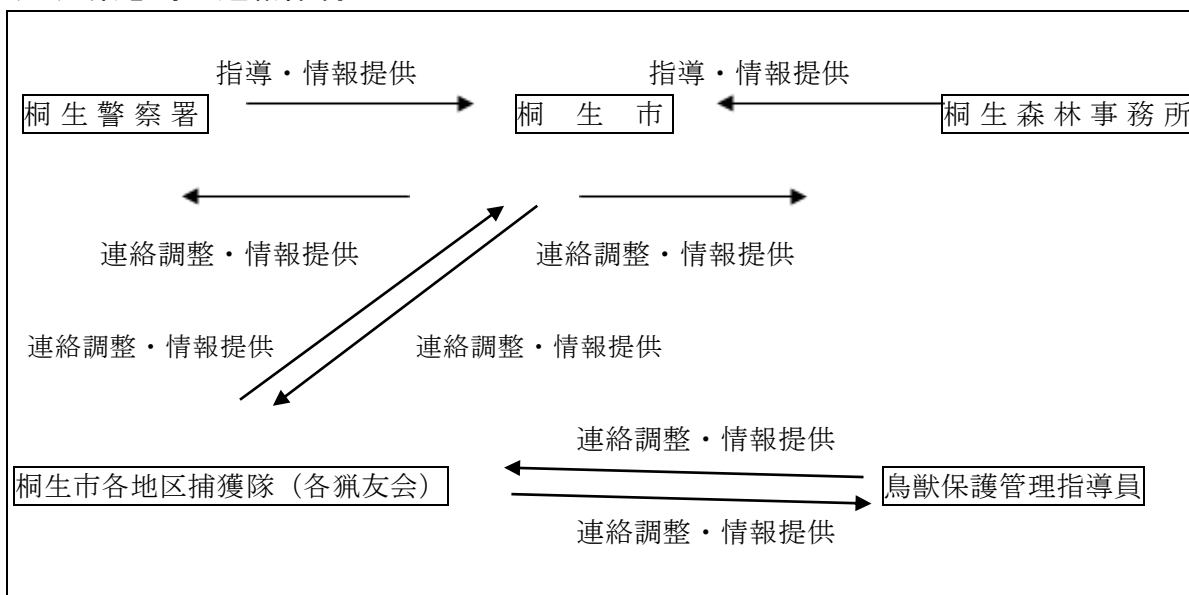
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
桐生市	被害調査及び連絡調整、情報提供、広報
桐生警察署	地域巡回、情報提供、警戒、広報
桐生森林事務所	関係機関との連絡調整、情報提供
桐生市各猟友会(捕獲隊又は実施隊)	有害鳥獣の捕獲、追払い
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

野生動物からの疾病感染を防止するため、焼却処分を原則とし、必要に応じて、生態調査及び鳥獣の保護管理に関する学術研究への検体提供を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質による出荷制限措置が講じられている地域であるため、食品としての利用は困難である。

(注) 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	桐生市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
桐生市	協議会事務局、共同捕獲事業の推進
桐生市農業委員会	共同防除事業の推進及び指導
新田みどり農業協同組合	〃
桐生広域森林組合	共同防除及び造林事業の推進及び指導
わたらせ森林組合	〃
桐生猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供
新里猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供
黒保根猟友会	有害鳥獣の捕獲及び追払い、生息状況等の情報収集及び提供
両毛漁業協同組合	共同防除事業の推進及び指導
群馬漁業協同組合	〃
群馬県東部農業事務所	農業防除及び共同防除事業の推進及び指導
群馬県桐生森林事務所	林業防除及び共同防除事業の推進及び指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥獣被害対策支援センター	農林業防除及び共同防除事業の推進及び指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等の果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年11月に桐生市鳥獣被害対策実施隊を設置。100人以内で組織し、被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、各猟友会から推薦を受けた者及びその他市長が特に必要と認める者から市長が委嘱している。隊長以下、副隊長、班長、隊員により構成。効果的な有害鳥獣対策を行うための支援や住民への被害防止活動指導、捕獲や防除のための野生動物の動態調査等を行う。また、有害鳥獣による、住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、緊急に対処し、鳥獣被害防止に努めるものとする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

危険度の高い有害鳥獣が出没した場合、農林業被害及び人畜被害を防止するため、一斉メール配信サービスを活用し、有害鳥獣の出没状況等を市民へ情報提供。また、防災無線による一斉周知の継続。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

有害鳥獣による被害が拡大していく中で、事務担当レベルでの対応が難しくなっている現状を鑑み、有害鳥獣対策を広域的視点で協議する必要がある。また、突発的な案件に対して、臨機応変に対応するため、関係機関との連携を図る必要がある。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。